

「建設局工事監督補助業務に関する技術者等」申請等お手続きについてQ&A

資格要件について

Q1：「主任技術者等」とは「主任技術者、監理技術者」と「建設局工事監督補助業務に関する技術者等申請要領」で規定しているが、「現場代理人」は認められますか？

A1：認められません。

建設業法で定める工事現場に配置すべき技術者「主任技術者、監理技術者」のみが認定の要件となります。

Q2：新規の申請にあたり「主任技術者等」の経歴を証明する書類（コリンズの登録等）を提出する必要は無いのか？

A2：添付する必要はありません。

しかし、新規の申請時の経歴に不明な点がある場合や、既に登録されている補助技術者等を対象に、経歴を証明する書類の提出を求める場合があります。

その結果、経歴が確認できなかった場合は、新規の申請をお断りすることや、現在お持ちの補助技術者等の認定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

Q3：認定要件のうち、実務経験が東京都内の区役所や市役所から工事監督補助業務を受託した場合については、認められますか？

A3：令和5年度より認定要件が一部改定され、新たに「道府県、東京都特別区、政令市、中核市」発注の工事監督補助業務の経験が認められます。申請要領の「2（4）認定要件」の注2）をご覧ください。

Q4：認定要件のうち、「建設局発注工事の元請請負者における主任技術者等の経験」とあるが、「設計・調査委託の請負者」は含まれますか？

A4：含まれません。

Q5：現在の勤務先が、工事会社でも申請できますか？

A5：申請できます。

Q6：現在、勤務先はなくても申請できますか？

A6：申請できます。

Q7：認定要件のうち、国土交通省が委託する建設弘済会から工事監督補助業務を受託した場合の経験は認められますか？

A7：認めます。

Q8：会社等がまとめて申請できますか？

A8：まとめて申請できますが、申請書は必ず申請者本人が記入してください。

Q9：「東京都政策連携団体活用戦略に基づく東京都政策連携団体・事業協力団体」とはなんでしょうか？

A9：平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しを行い、「東京都政策連携団体」「事業協力団体」へ改めました。

詳しくは「総務局行政改革推進部」のHP、「東京都政策連携団体等について」をご覧ください。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/O4group/dantai.html>

認定制度について

Q10：「建設局工事監督補助業務に関する技術者等」の認定制度には、電気設備の分野も含まれますか？

A10：含まれません。

Q11：今回、更新の申請を行うが、自宅住所または勤務先が申請時と変わっている。更新の申請書に新しい住所や勤務先などを記載すれば良いか？

A11：必ず別途、「変更申請書」をメールで送付して下さい。

詳しくはHP「認定者の登録事項の変更について」をご覧ください。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/tech/nintei/index.html>

Q12：現在、「工事監督補助技術者」であるが、所定の認定要件に達したので、「管理技術者」になりたい。どのようにすれば良いのか？

A12：新規に「管理技術者」認定の申請が必要となります。

- ① 現在お持ちの「工事監督補助技術者」認定証の更新の年度に、「管理技術者」の新規認定の申請を行う場合

「工事監督補助技術者」の更新のお知らせ（メール）が届いた際に、「工事監督補助技術者」の更新の手続きではなく、新規での「管理技術者」の申請になります。

「管理技術者」としての認定要件が確認出来て、課題のレポートに合格し、かつ認定講習会に出席すれば、新たに次年度から「管理技術者」として認定いたします。

「管理技術者」としての認定要件が確認出来ない場合や、課題のレポートが不合格の場合は「管理技術者」の申請は不合格となりますが、認定講習会に出席すれば、現在お持ちの「工事監督補助技術者」の資格を更新します。

ただし、認定講習会を欠席した場合は「工事監督補助技術者」の更新も出来ませんのでご注意ください。

- ② 現在お持ちの「工事監督補助技術者認定証」の更新年度以外（有効期限の前年度、前々年度）に「管理技術者」の新規認定の申請を行う場合

新規での「管理技術者」の申請になります。

「管理技術者」としての認定要件が確認出来て、課題のレポートに合格し、かつ認定講習会に出席すれば、新たに次年度から「管理技術者」として認定いたします。

「管理技術者」としての認定要件が確認出来ない場合や、課題のレポートが不合格だった場合は「管理技術者」は不合格となりますが、認定講習会に出席すれば、新たに翌年度4月1日から3箇年有効で「工事監督補助技術者」の資格を更新します。

認定講習会を欠席した場合は、従前お持ちの「工事監督補助技術者」の認定証は当初の更新期限までそのまま有効となります。

認定証について

Q13：紙の「認定証」をいただきたい場合はどうすればいいですか？

A13：以下のいずれかの方法で受取れます。

<直接受取る場合>

- ・認定証を東京都土木技術支援・人材育成センター（江東区新砂 1-9-15）で受取る。
この場合、東京都土木技術支援・人材育成センター人材育成担当まで**事前に電話連絡**をお願いします。

<返送用封筒で受取る場合>

- ・返送用封筒を、東京都土木技術支援・人材育成センター宛（〒136-0075 東京都江東区新砂 1-9-15）に送付する。

※認定証返送用封筒（角 2 封筒など）には、140 円分の切手を貼付し、送付先住所・氏名記載すること。